都市計画緑苑台ニュータウン地区地区計画を次のように変更する。

## 1 地区計画の方針

1	地区計画の	)方針	
	名	称	緑苑台ニュータウン地区地区計画
	位	置	石狩市緑苑台の全域及び花川東の一部
	区	域	計画図表示のとおり
	面	積	約177.6ha
区域の整備・開発・保全	地区計画の目標		当地区は、国道231号線で都市計画道路の「創成川通」と都市計画道路「花畔・茨戸通」に接する交通至便地であり、地区に沿って一級河川の「発寒川」が流れる自然に恵まれた地区で、石狩湾新港地域関連人口を主体とした住宅需要に対処するため、現在、民間の宅地開発事業が推進されている。本計画では、この宅地開発の事業効果の維持、増進を図るとともに、今後予想される建築物等の用途の混在や敷地の細分化等による住環境の悪化を未然に防止し、緑豊かでうるおいとゆとりのある良好な市街地の形成を図る。
全に関する方針	土地利	用の方針	<ul> <li>宅地開発事業の土地利用計画を基本としつつ、地区の特性に応じた土地利用を図るため、当地区を次の10地区に細区分する。</li> <li>1 低層専用住宅地区 関静で落ち着きのある住宅地が形成されるよう戸建の専用住宅を主体とした地区とする。</li> <li>2 低層大型専用住宅地区 関静で落ち着きとゆとりのある住宅地が形成されるよう戸建の専用住宅を主体とした地区とする。</li> <li>3 低層一般住宅地区 専用住宅のほか、周辺地区との調和と周辺住民の利便性を考慮し、小規模の日用品店舗等が立地できる地区とする。</li> <li>4 低層大型一般住宅地区 周辺地区との調和と周辺住民の利便性を考慮し、小規模の日用品店舗等が立地できる地区とする。</li> <li>5 低層集合住宅地区 うるおいとゆとりのある市街地が形成されるよう共有の小公園や広場、散策路等を設けた接地型低層連続建専用住宅(タウンハウス)を配置する地区とする。</li> <li>6 サブセンター地区 地区住民の利便性を考慮し、また、メインセンター地区の一部機能を補完できるよう、診療所、日用品の販売を主たる目的とする専用の店舗等が立地できる地区とする。</li> <li>7 沿道業務地区 沿道サービス関連施設の機能を補完する小規模の日用品店舗等が立地できる地区とする。</li> </ul>

8 沿道サービスA地区

幹線道路の沿道にふさわしい土地利用を図るため、沿道サービス関連 施設が立地できる地区とする。

9 沿道サービスB地区

主要幹線道路の沿道にふさわしい土地利用を図るため、沿道サービス関連施設を主体とした地区とする。

10 メインセンター地区

商業、医療等の業務機能とコミュニティ機能が備わった、地区中心核 となる地区とする。

## 地区施設の整備の方針

地区内の区画道路、緑道、公園等については、当該宅地開発事業により整備し、整備後、これらの機能が損なわれないよう維持、保全を図る。

## 建築物等の整備の方針

地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、それぞれの地区にふさわしい街区の形成が図られるよう建築物等に関する制限を次のように定める。

- 1 住宅市街地としての環境の保全と商業業務機能の増進が図られるよう、それぞれの地区の土地利用にふさわしい「建築物等の用途の制限」を定める。
- 2 北国としての良好な住環境の形成に必要な敷地と健全な商業業務等の 機能の確保を図るため「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。
- 3 低層一般住宅地区及び低層大型一般住宅地区にあっては、周辺地区と の調和が図られるよう「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最 高限度」定め、さらに、地区内の住環境の保全や店舗等に必要な空地の 確保を図るため「建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度」 を定める。
- 4 低層専用住宅地区、低層大型専用住宅地区、低層一般住宅地区及び低層大型一般住宅地区にあっては、うるおいとゆとりのある街並みの形成と宅地の道路に面する部分に生垣、樹木等の植栽による緑化が図られるよう、また、沿道業務地区、沿道サービスA地区、沿道サービスB地区、サブセンター地区及びメインセンター地区にあっては、幹線道路の沿道及び地区核にふさわしい街並みの形成と一定のオープンスペースの確保が図られるよう「建築物の壁面の位置の制限」を定める。
- 5 低層専用住宅地区及び低層大型専用住宅地区にあっては、閑静な住宅 地にふさわしい街並み景観の形成が図られるよう「建築物等の形態又は 意匠の制限」を定める。
- 6 低層専用住宅地区、低層大型専用住宅地区、低層一般住宅地区及び低層大型一般住宅地区にあっては、宅地まわりの緑化を推進するとともに、緑を通じてへい越しに会話ができる開かれた明るい街とするため「垣又はさくの構造の制限」を定める。

## 2 地区整備計画

地区	地	区の名	5 称	緑苑台ニュータウン地区			
整備計画	地を		計 回 区 域	計画図表示のとおり			
			計画面積	約56.7ha			
	建築物	地区の細区分(計画	名称(開途)	低層専用住宅地区 (第一種低層住居専用地域)	低層大型専用住宅地区 (第一種低層住居専用地域)		
	等 の	図表示のと おり)	面積	約31.2ha	約5.4ha		
	制限に関する事項	建築物等の制限	用途の	次のを第1号から第4号まで、 建築物(第1号から第4号まで、) を含む。)はという。のを含む。)はという。のを発生にはははは、 ははならにはならにはたい。)のでは、 ののののは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 のののでは、 のののでは、 のののででは、 ののでは、 ののでは、 ののででは、 ののでのは、 ののでのは、 ののでのは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 のの	変している。 変し、 変し、 変し、 変し、 変し、 変し、 変し、 変し、		
		建築物の延の敷地面積る割合の最高	に対す	_	_		
				建築物の建の敷地面積 る割合の最	に対す	_	_

建築物の敷地面積 の最低限度	200 m²	500 m²
建築物の壁面の位置の制限	道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面までの距離の最低限度は1.5mとする。ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の治力で次の各号のいずれかに該する場合は、この限りではない。  ① 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であること ② 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であること	1 都市計画道路「紅葉山1号通」、「紅葉山2号通」及びシンボ分をに入る。)のは現界ののははないののはないののはない。)のはまでのがいる。)のはないのでは、2 前部のでは、2 前半ででは、2 がではない。 3 前2項にある各号の限りではない。 ① 軟置である場合にでのである場合にでののよい、のののののは、2 のののののののののののののののののののののののののののののの
建築物等の形態・意匠の制限	自己用広告物、自己管理用広告物のうち、次のいずれかに該当するものは建築物に表示し、又は築造設してはならない。 ① 独立して築造設置する広告塔、広告板類(突出し広告、三角柱のの下があらのである。)が3mを超えるものであるものであるものである。)が1.2mを超えるものであるを終く。)の長さが1.2mを超えるものである。)が1㎡を超えるものである。)が1㎡を超えるものである。)が1㎡を超えるものである。)が1㎡を超えるものである。)が1㎡を超えるものである。)が1㎡を超えるものである。)。	同左
垣又はさくの構造 の制限	へい(生垣を除く。)の高さは前 面道路から 1.2m以下とする。	同左

地	建
区	築
整	物等
備	寸 の
計	制
画	偱
	13
	関
	-}

備考

地区の細 区分 (計画	名称(雕)	低層一般住宅地区 (第二種低層住居専用地域)	低層大型一般住宅地区 (第二種低層住居専用地域)	
図表示のと おり)	面積	約 3.1 h a	約 0.8h a	
建築物等の制限	次の各号に掲げる建築物は建 してはならない。 ① 3戸以上の長屋 ② 3戸以上の共同住宅 ③ 寄宿舎又は下宿		同左	
建築物の延 の敷地面積 る最高限度	に対す	6/10	6/10	
建築物の建築面積 の敷地面積に対す る最高限度		4/10	4/10	
建築物の敷地面積 の最低限度		200 m²	500 m²	
建築物の壁面の位置の制限		道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面までの距離の最低限度は1.5mとする。ただし、当該限度に満築物の部分では、当時ではない。  ① 車庫、物置その他これらに類する別下であること ② 外壁等の中心あること ② 外野等の中心あること	1 都市計画道路「紅葉山1号通」及びシンボルロードの道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁低限という。)の面までの距離の最近界線面とする。 2 前項の道路を除く道路境界線(隅切のの道路を除く道路境界線面とする。)から外壁等の最低限度は1.5mとする。 3 前2項に定められた限度に満物のの事ではない。 3 前2項に定められた限度は建築にない部分場合は、この限りではない。 1 軒のの他で、道路境界線以上の事をいる。 2 外壁等の中心線の長さの合計が3m以上あること	
建築物等の形態・ 意匠の制限		_	_	

の制限   面道路から 1.2m以下とする。
------------------------

地区	建築物	地区の細区分(計画	名称 (用途)	サブセンター地区 (第一種住居地域)	沿道業務地区 (第二種住居地域)	
整備計	2等の制限に関する事項	図表示のと おり)	面積	約 0.3h a	約 2.3 h a	
画		建築物等の制限	用途の	次の各号に掲げる建築物以外の 建築物は建築してはならない。 ① 事務所 ② 店舗、飲食店その他これに類 するもの ③ 診療所 ④ 前号に併設する管理用住宅 ⑤ 巡査派出所、公衆電話所その 他これらに類するもの ⑥ 前各号の建築物に付属するも の	建築基準法別表第二(ろ)項に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。	
		建築物の延 の敷地面積 る割合の最	に対す	_	_	
		建築物の建 の敷地面積 る割合の最	に対す	_	_	
		建築物の敷 の最低限度	地面積	300 m²	200 m²	
		建築物の壁置の制限	面の位	道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面までの距離の最低限度は3mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、軒の高さが2.3m以下の車庫、物置その他これらに類する用途に供するもので、道路が1m以上あるものについては、この限りではない。	道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面までの距離の最低限度は1.5mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、軒の高さが2.3m以下の車庫、物置その他これらに類する用途に供するもので、道路境界線から外壁等の面までの距離が1m以上あるものについては、この限りではない。	
		建築物等の 意匠の制限		_	_	

		垣又はさくの構造 の制限	_	_
--	--	-----------------	---	---

地区整	建築物	地区の 細区分 (計画図	名称(用途)	沿道サービスA地区 (第二種住居地域)	沿道サービスB地区 (第二種住居地域)	メインセンター地区 (近隣商業地域)
金備計画	等の制	表示のと おり)	面積	約 2. 6 h a	約 1.1 h a	約 9.9 h a
	限に関する事項	建築物等途の制限	•	<ul> <li>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</li> <li>① 一戸建専用住宅(建築)</li> <li>第1号に掲げるのものの</li> <li>② 本書をいうらの</li> <li>② お子のではがいますのの</li> <li>② あラストのの</li> <li>② あーランスをものの</li> </ul>	建ら 基項住 舎 る計の を	変し、 を を を を を の と の の と の の の の の の の の の の の の の
		建築物の 面積の 積に対 合の最高	敷地面 する割 高限度	_	_	_
		建築物の 面積の 積に対 合の最高	敷地面 する割	_	_	_
		建築物の 面積の 度		500 m²	500 m²	500 m²

建築物の壁面の位置の制限	道路境界線(隅切部分を 除く。)から建築物の外壁 から建築物の外壁 大はこれに代わるも、という。)はこれに代わる。 大はこれに代わる。たい最近 の度当にのよっ。 をでとったい。 を変わる。たい理解的が2.3 でとは、 でのようのでのはまするのでののでののでののでのでのでのでのでのでのでのでのでのででのが1m以れるものではない。 が1m以このではない。 が1m以このはない。	同左	同左
建築物等の形態・意匠の制限	_	_	_
垣又はさくの 構造の制限	_	_	_